

宮城県民間資金等活用事業検討委員会
令和 2 年 7 月 2 2 日 決定

W e b 会議システムを利用した会議への出席について（案）

（W e b 会議システム利用の可否）

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、W e b 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

（出席の取扱い）

- 2 W e b 会議システムによる出席は、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）第 5 条第 2 項に規定する出席として取り扱うものとする。W e b 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（退席の取扱い）

- 3 W e b 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該W e b 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（W e b 会議に出席する場合に確保すべき環境）

- 4 W e b 会議システムによる出席は、安定した通信環境を確保し、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（会議の非公開に関する取扱い）

- 5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第 4 条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。